明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一四）　一

〔告　示〕
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学一七五）　三
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（同一七六）　五

〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人環境再生保全機構入札、税理士証票無効・登録抹消関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、不動産登記法の特例の申請手続き関係　四
会社その他
会社決算公告　五

省令

○厚生労働省令第百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二十四第六項及び第十一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信